

「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金/授業料減免）」の「家計急変」について

【申込期限】

事由発生から3ヶ月以内

【家計急変の事由】

- (A) 生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- (B) 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- (C) 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る※）
- (D) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当

[1] 上記A～Cのいずれかに該当

[2] 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変採用の対象となりません。

1A(11), 1B(12), 2A(21), 2B(22), 2C(23), 3A(31), 3B(32), 3C(33), 3D(34)

よって、雇用保険被保険者離職票もしくは国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書を提出する必要があります。

【学力基準】

1年次生は、高等学校等における評定平均値が3.5以上であること（ただし、高等学校卒業程度認定試験合格者は合格証を提示すること）、2年次生以上は、累積GPAが所属する学科の上位1/2の範囲に属すること又は学修計画書を提出する等、所定の学力基準があります。

【収入基準】

日本学生支援機構 Web ページに掲載の「進学資金シミュレーター」において、採用の可否および採用区分についておおよその目安をご確認ください。

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

【資産基準】

申込日時点の学生本人および生計維持者の資産（現金、預貯金等。ただし不動産は含まない。）の合計額が、以下の金額であること。

- ・生計維持者が2人の場合：2,000万円未満
- ・生計維持者が1人の場合：1,250万円未満

（リンク）

→日本学生支援機構（新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した方への支援）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html